

# 国土交通省の営繕工事における働き方改革の取組について

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕技術企画官 頼本 欣昌

## 1 はじめに

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）が公布され、改正労働基準法（平成31年4月1日施行）において、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の上限規制を適用することとされました。

当該規制の適用にあたっては、働き方改革に向けた取組が不可欠であり、国土交通省大臣官房官庁営繕部では、営繕工事における働き方改革の取組として発注者の立場でできることについて、従前からの取組と新たな取組をパッケージ化して進めています（図1）。その主な取組についてご紹介します。

## 2 営繕工事における働き方改革の主な取組

### (1) 適正な工期設定・施工時期等の平準化

#### ○ 適正な工期設定

営繕工事では、週休2日を前提とした適切な工期確保のための留意事項等を示した「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方<sup>注1</sup>」に基づき、日本建設業連合会が作成した「建築工事適正工期算定プログラム」を参考に、適切な工期設定

に取り組んでいます。

なお、「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」は、当初、国土交通省大臣官房官庁営繕部で取りまとめたものでしたが、平成30年2月に、中央官庁及び都道府県・政令市の営繕担当課長で構成される会議で取りまとめたものに位置づけを変更しています。

#### ○ 各工程の適正な施工期間の確保

適正な工期設定と併せて、工事の各工程における適切な施工期間の確保にも取り組んでいます。

具体的には、新築工事の工事発注準備段階において、「建築工事適正工期算定プログラム」を参考にして、総合試運転調整の期間を適正に確保するための概成工期<sup>注2</sup>を設定し、現場説明書等に特記しています。また、工事施工段階において、監督職員は、実施工程表の承諾の際、別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていることなどを確認することとしています。後工程（内装工事、設備工事、舗装工事等）にしわ寄せを生じさせないよう配慮し、各工程の適正な施工期間を確保します。

注1 「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」  
国土交通省HP  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk4\\_000033.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html)

注2 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。

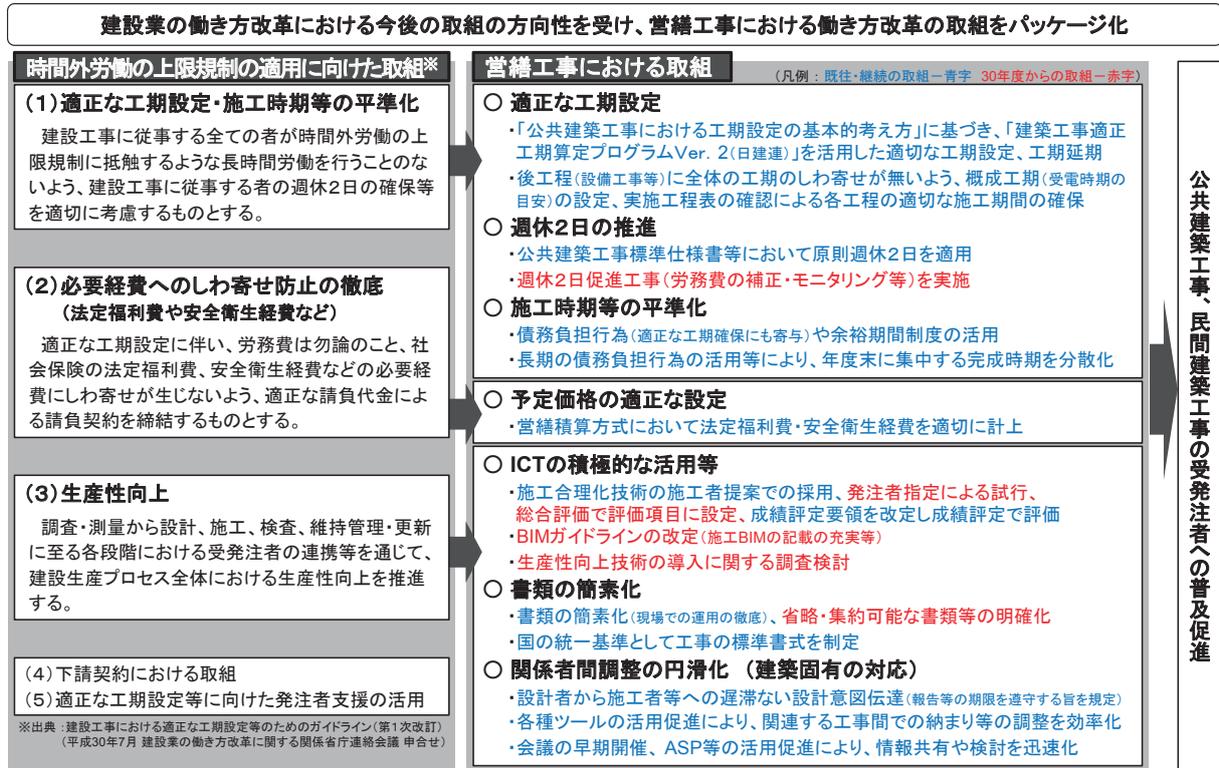


図1 営繕工事における働き方改革の取組のパッケージ

○ 週休2日工事のモニタリング

営繕工事では、公共建築工事標準仕様書等において、原則として土日祝日には施工を行わない<sup>注3</sup>こととされていますが、実質、週休2日が確保されない場合があります。そこで、平成29年9月より、現場閉所を含む週休2日工事のモニタリングを実施し、週休2日の確保を目指すとともに、その阻害要因の把握と改善方策の検討を進めることとしました。

具体的には、原則、延べ床面積1,000㎡以上の新築工事で、契約後に受発注者間でモニタリングを実施することについて協議が調った工事を対象とし、各現場の状況等を勘案しつつ、適切に週休2日(現場閉所)の目標設定を行います。予期せぬ事情等により目標達成に向けた課題が生じた場合には、受発注者間で対応策を協議し課題の解消

に努めるとともに、阻害要因の把握やその改善方策の検討を行うために、工事完了時点で受発注者へアンケート調査を実施することとしています。

平成29年度に発注した工事では、3現場8工事で実施しています。

○ 週休2日工事における労務費の補正等の試行

また、平成30年4月以降に入札手続きを開始する工事から、労務費の補正等の試行を行う週休2日の取組を行う工事(週休2日促進工事)を実施することとしました。

基本的には、工事着手日から工事完成日までの期間で、4週8休以上の現場閉所が達成された場合に、補正係数<sup>注4</sup>により労務費の補正を行います(共通仮設費及び現場管理費は従前どおり工期

注3 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)等において、「行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に工場の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。」と規定。

注4 補正係数は、「営繕工事における週休2日促進工事の実施について(通知)」及び「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」で規定。  
国土交通省HP  
<http://www.mlit.go.jp/common/001227123.pdf>,  
<http://www.mlit.go.jp/common/001227124.pdf>

に応じて算出します)。

発注者指定方式と受注者希望方式のいずれかで実施し、発注者指定方式の場合は、当初の予定価格から4週8休の補正係数で補正し、4週8休の現場閉所が未達の場合は減額変更を行います。また、受注者希望方式の場合は、4週6休以上の現場閉所が達成されれば、その達成状況に応じた補正係数により補正します。

なお、週休2日促進工事を実施する場合も、モニタリングを行うこととしています。

## (2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

### ○ 法定福利費や安全衛生経費の適切な計上

適正な工期設定に伴うコスト増加のしわ寄せが必要経費の削減に繋がらないよう、工事費の積算においては、法定福利費や安全衛生経費を適切に計上する必要があります。営繕工事では、これらの経費は直接工事費や共通費の一部として計上しています。

これまで、事業主負担分の法定福利費相当額を

適切に予定価格に計上するため、市場単価の割増補正等、積算方法の見直しを行ってきました。また、平成30年3月、製造業者等から収集する見積書において、事業主負担分の法定福利費を種別毎に明記できるよう、各府省庁の統一基準である公共建築工事見積標準書式の改定を行いました。

### (3) 生産性向上

#### ○ ICTの積極的な活用等

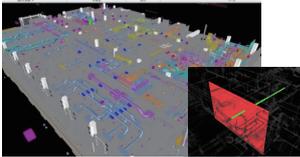
営繕工事における生産性向上の取組として、「営繕工事における施工合理化技術の活用方針」を策定し、平成30年度より次の三つの取組を実施することとしました(図2)。

一つ目は、施工合理化技術の活用です。従前より、施工者提案による施工合理化技術の採用は行っていましたが、平成30年度より、新営繕工事で発注者指定による施工合理化技術の活用(試行)を実施します。具体的には、施工BIM、情報共有システム、ICT建築土工、電子小黒板を活用し、省人化効果等を検証します。

- ・平成30年度に発注する新営繕工事において発注者指定で施工合理化技術の活用(試行)を開始
- ・総合評価落札方式で施工合理化技術を評価項目とする取組を導入
- ・施工合理化技術を提案し効果が確認された場合は、工事完了後の請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記

**「営繕工事における施工合理化技術の活用方針」の概要** (平成30年4月10日以降に入札契約手続きを開始する官庁営繕関係の新営繕工事に適用)

(1) 発注者指定で施工合理化技術<sup>※1</sup>の活用(試行)を開始  
 実施内容: 発注者指定で①施工BIM、②情報共有システム、③ICT建築土工、④電子小黒板の活用(試行)を実施、省人化効果等を検証。  
 対象工事: 平成30年度に発注する新営繕工事(官庁営繕費)であってS型<sup>※2</sup>で試行【①、③、④】  
 新営繕工事において、整備局等が定める運用に基づいて発注者指定で活用【②】



①施工BIM 試行  
多様な関係者間の遅滞ない合意形成



②情報共有システム 活用  
情報の一元管理



③ICT建築土工 試行  
3次元MC・MG建機による施工



④電子小黒板 試行  
工事書類の作成手間を軽減

(2) 総合評価落札方式で施工合理化技術を評価項目とする取組を導入  
 実施内容: S型における技術提案の評価項目において施工合理化技術に関する提案を求め評価  
 対象技術: 施工合理化技術(上記(1)の発注者指定の試行対象技術を除く)  
 対象工事: 新営繕工事(建築・電気・機械)であってS型によるもの

入口評価



例: プレハブ化・ユニット化

出口評価



例: ロボット活用

(3) 施工合理化技術について請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記  
 実施内容: 施工合理化技術が提案され効果が確認されたものについては、請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記し、受注者に技術提案を促します。  
 対象技術: 施工合理化技術(上記(1)の発注者指定の試行対象技術を除く)  
 対象工事: 新営繕工事(建築・電気・機械)すべて

※1 施工合理化技術: プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するもの。  
 ※2 S型: 入札契約方式が技術提案評価型S型を指す。  
 (発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等技術提案と価格との総合評価を行う方式)

図2 営繕工事における施工合理化技術の活用方針

二つ目は、総合評価落札方式において、評価項目として施工合理化技術に関する提案を求め評価を行います。

三つ目は、施工者が提案した施工合理化技術の効果が確認された場合は、工事完了後の工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記し、施工合理化技術の提案を促します。

また、平成30年8月、「官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン<sup>注5</sup>」を改定しました。これまで、官庁営繕事業においては、平成22年よりBIMの試行を3件実施し、平成26年3月にガイドラインを策定しました。以降、平成29年度までに27件においてBIMを活用してきましたが、平成30年度から建築分野にもi-Constructionを導入・拡大する方針が示され、ガイドラインに発注者指定によるBIM活用への対応を記載するとともに、施工段階のBIMの活用方法に関する記載を充実させ、平成30年度実施の施工BIM試行工事に適用することとしています。

また、学識経験者や業界団体をメンバーとした「官庁営繕事業における生産性向上技術の導入に関する検討会」を設置し、平成30年度から2ヵ年で検討を行います。検討会では、先進事例の現地調査や収集・整理、生産性向上技術導入の促進のための課題抽出、検討を行い、「生産性向上技術の導入に関する手引き（案）」を策定することとしています。

## ○ 書類の簡素化

営繕工事において、これまでも工事関係図書等の効率化に取り組んできましたが、平成30年3月、工事関係図書等の効率化を徹底するために、考え方の整理等を行いました。

具体的には、これまで、契約後に提出を求める

図書93種類を例示していましたが、今回、品質に影響のない範囲で省略・集約が可能な図書19種類を明示し、93種類から74種類に削減可能となりました。また、受注者の独自書式も使用可能としました。

## ○ 遅滞ない設計意図伝達

建築工事は携わる関係者が多いことや、設計者（建築士）が行う設計どおりに工事を行う必要があるという特徴を踏まえると、建築工事の実産性向上には、設計内容を遅滞なく確定していくことが必要となります。

そこで、平成29年10月より、設計者が施工段階に行う設計意図伝達業務<sup>注6</sup>において、常に工事の工程を確認して業務を実施することや、検討・報告等の期限が設定された場合はこれを遵守することなどを、新たに契約事項として規定することとしました。

## ○ 施工段階における関係者間調整の円滑化

現場への指示等が遅れると現場に手待ち時間が発生し、生産性が低下します。営繕工事では、現場への指示等にあって、発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間調整が必要となる場合が多くあります。

このため、平成30年3月、営繕工事における生産性向上に向けて、工事の各工程における関係者間調整を円滑化し、現場への指示等を適時に行えるよう、発注者として実施する事項について、既に実施中のものを含め三つの取組に取りまとめました（図3）。

一つ目は、前述の遅滞ない設計意図伝達です。

二つ目は、施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整を効率化するため、必要に応じて「総合図作成ガイドライン」（日本建築士会連合会）を参照することや、BIMを活用する取組です。

注5 「官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン」  
国土交通省HP  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen06\\_hh\\_000030.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen06_hh_000030.html)

注6 設計者が施工者や工事監理者等に設計意図を正確に伝えるため、設計図書に基づき、施工者からの質疑応答や、工事材料、設備機器等の選定に関する助言等を行う業務。

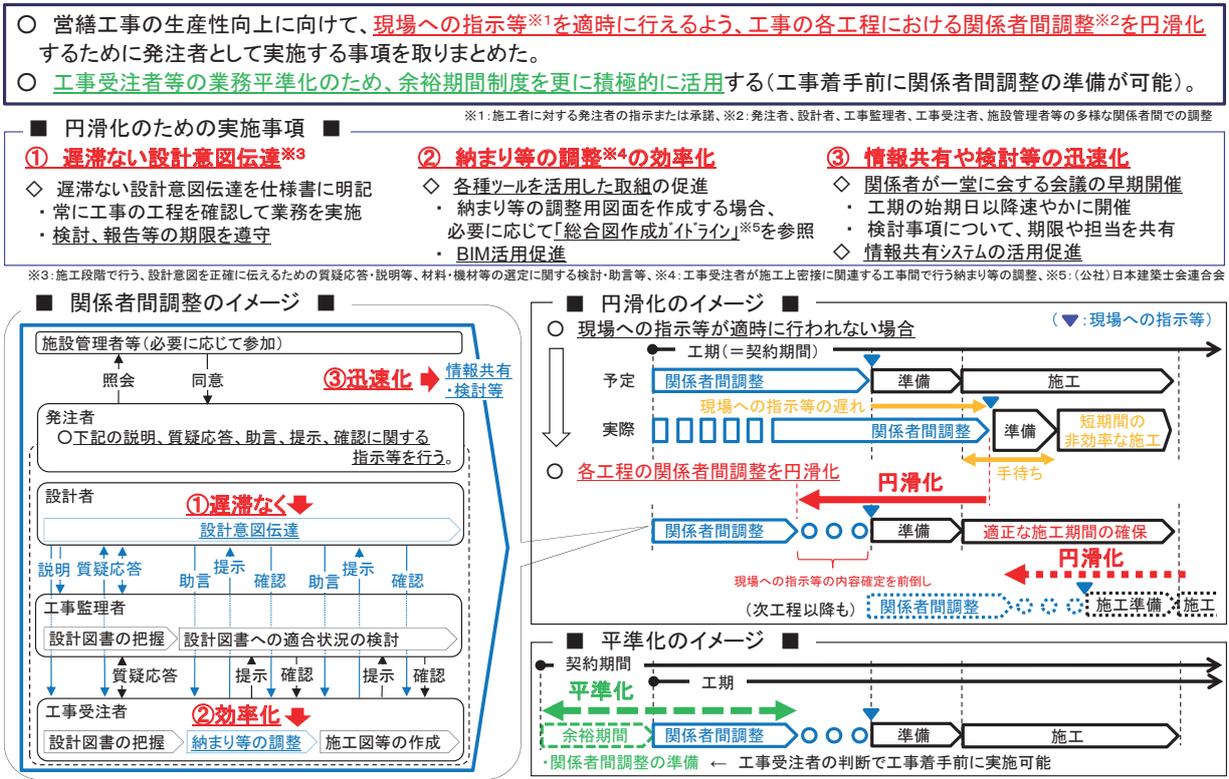


図3 営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化(概要)

三つ目は、関係者間での情報共有や検討、意思決定等を迅速化するため、関係者が一堂に会する会議の早期開催に努めるほか、情報共有システムの活用を促進する取組です。

また、必要に応じて工事受注者等が工事着手前に関係者間調整の準備をすることができるよう、契約の締結から工事着手までの期間を確保する余裕期間制度を、更に積極的に活用することとしました。

### 3 おわりに

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、営繕工事において本稿でご紹介した取組等を推進するとともに、公共建築工事や民間建築工事の発注者にも普及・促進を図って参ります。

なお、営繕工事における働き方改革の取組につ

いては、国土交通省HPにも掲載<sup>注7</sup>しており、今後、随時更新してまいりますので、ご参照いただければと思います。

また、公共建築に関する様々な技術的相談を受け付けている公共建築相談窓口<sup>注8</sup>においても、引き続き、営繕部の職員が丁寧に対応して参りますので、ご活用いただければ幸いです。

注7 「営繕工事における働き方改革の取組について」  
国土交通省HP  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000040.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000040.html)

注8 「公共建築相談窓口」  
国土交通省HP  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html)